

亀山市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年7月11日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

みずきが丘自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 規約に定める目的

変更前 本会は、会員相互の親睦と協調を図り、明るく住み良い街づくりを目的として、次に掲げる業務をおこなう。

(1) 回覧板の回付等、会員相互の連絡に関すること

(2) 美化保全に関すること（ゴミ集積所・歩道・線道・植栽帯・防犯灯・街路灯・公園等）

(3) 住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事に関すること

(4) その他本会の目的達成に必要であると認められる業務に関すること

変更後 「みずきが丘自治会」は会員相互の親睦と協調を図り、明るく住み良い安全な街づくりを目的として、次に掲げる業務をおこなう。

(1) 回覧板の回付等、会員相互の連絡に関すること

(2) 美化保全に関すること（ゴミ集積所・歩道・線道・植栽帯・防犯灯・街路灯・公園等）

(3) 住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事に関すること

(4) その他第 1 条に掲げる目的達成に必要であると
認められる業務に関すること

(2) 主たる事務所の所在地

変更前 亀山市みずきが丘 5 9 番地 9

変更後 亀山市みずきが丘 8 2 番地

3 変更の年月日

平成 2 8 年 6 月 1 日

4 変更の理由

(1) 規約に定める目的

現体制に即応するため

(2) 主たる事務所の所在地

集会所を建設したため